

柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務
仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（適用範囲）

本仕様書は柏原市が業務委託する「柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務（以下、本業務という。）」に適用する。

第 2 条（業務目的）

本業務は、柏原駅東地区を市の玄関口にふさわしい活気ある市街地とし、また駅前という立地を活かした「柏原駅東地区のまちづくり基本構想」の策定を目的とする。

柏原駅東地区は、すでに一定の商業や文化的な機能を有し、市の中心地としての役割を担っているが、近年その活力が低下し、駅前の立地条件を十分に発揮できていない状況であり、交通網においても課題がある。

これらの課題を解決するため、3D都市モデルを整備・活用し、柏原駅東口の駅前拠点を含む交通網の検討や駅前活性化に向けた調査検討を行うものである。

第 3 条（履行期間）

契約締結日から令和 6 年 2 月 28 日とする。

第 4 条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等における最新版に準拠して行うものとする。

- （1）柏原市総合計画
- （2）柏原市都市計画マスタープラン
- （3）東部大阪都市計画区域マスタープラン
- （4）測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- （5）都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）
- （6）地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- （7）地理情報標準プロファイル（JPGIS）
- （8）測量法 34 条で定める作業規定の準則（国土地理院）
- （9）3D都市モデル標準製品仕様書 第 2.0 版
- （10）3D都市モデル標準作業手引書 第 2.0 版
- （11）3D都市モデルの導入ガイダンス 第 2.0 版

(12) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル

(13) 柏原市個人情報保護条例

(14) 柏原市の関係諸規則

(15) その他関係法令、規定、通達等

第5条（疑義）

本仕様書に記載のない事項または質疑が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、その取扱いを決定するものとし、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第6条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 工程表

(3) 管理技術者通知書（資格・雇用証明含む）

(4) 照査技術者通知書（資格・雇用証明含む）

(5) 経歴書（管理技術者・照査技術者）

(6) 内訳明細書

(7) 業務計画書

(8) その他発注者が必要と認める書類

第7条（配置技術者）

本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため以下の技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

空間情報総括監理技術者であり、技術士（建設部門－都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））もしくは RCCM（都市計画及び地方計画）の有資格者とする。

(2) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の有資格者とする。

第8条（貸与資料）

発注者は、本業務に必要な下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 令和3年度 柏原市地形図更新業務成果 1式

(2) 令和3年度 航空写真撮影成果 1式

(3) 都市計画情報データ (shape 形式)	1 式
(4) 都市計画図	1 式
(5) その他必要な資料	1 式

第 9 条 (秘密の保持)

本業務において、受注者は業務上知り得たすべての内容について、これを第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第 10 条 (成果品の帰属)

本業務の成果品については、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、流用及び破棄してはならない。

第 11 条 (損害賠償)

本業務遂行中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を発注者に速やかに報告し、受注者の責任において処理解決するものとし、これにかかる費用はすべての受注者の負担とする。

第 12 条 (不備訂正)

受注者は、本業務において不備が生じた場合は直ちに訂正し、また、納品後といえども仕様書及び関係規定等に反した作業が行われたと認められた場合、受注者の故意もしくは過失により不適格な成果品が発見されたときには、再度作業を行い訂正するものとし、これにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

第 13 条 (品質確保)

受注者は、本業務における成果品の品質を確保するために、ISO9001 に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。

なお、受注者、業務完了後であっても、成果品誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第 14 条 (情報保護)

本業務では、発注者の情報資産を取り扱うことから、受注者は ISO/IEC27001 (ISMS) 及び JISQ15001 (PMS) に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを構築した上で業務を実施するものとする。

また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取扱いに際して、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報漏洩等がないよう対策を講じるものとする。

第 15 条（関係官公庁への手続き）

受注者は、測量法等の規定に基づく以下の公共測量の諸手続きの補助を行うものとする。

- （１）公共測量作業規定の承認申請書又変更承認申請書（測量法第 33 条）
- （２）公共測量実施計画書（測量法第 36 条）
- （３）測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第 26・30 条）
- （４）その他必要な手続き

第 16 条（納入期限及び納入場所）

本業務の成果品納入先は、柏原市都市政策課とし、成果品納入期限は、令和 6 年 2 月 28 日とする。

ただし、3D 都市モデル（LOD1）の成果データの納入期限は、令和 5 年 2 月 28 日までとする。

なお、納入期限前であっても、一部の成果が完成している場合、必要に応じてその成果品の提出を求めることがある。

第 2 章 業務概要

第 17 条（業務項目）

本業務の業務項目は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| （１）まちづくり基本構想策定 | 1 式 |
| （２）3D 都市モデル整備 | 1 式 |

第 18 条（計画準備）

本業務の実施にあたり、発注者と協議し、合理的かつ機能的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め、細部計画を立案し、発注者の承諾を受けるものとする。

第 19 条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間時 5 回、納品時の計 7 回行うものとする。なお、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。打合せ記録簿については受注者が作成し、発注者の確認を受けなければならない。

第3章 まちづくり基本構想策定

第20条（資料収集整理）

本業務を実施するにあたり、必要な資料及びデータを収集するものとする。また、発注者が貸与する令和3年度駅前東地区交通量調査結果及び柏原駅利用者資料をもとに、柏原駅東地区等の交通量情報を整理するものとする。

第21条（柏原駅東地区の位置づけ検討）

総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画及び関連計画における柏原駅東地区の位置づけを検討し、構想範囲を設定するものとする。

第22条（現況と課題の整理）

目指すべき基本理念や将来像を設定するため、駅前広場、道路現況・土地利用等の現状把握及び現地踏査から地区の課題等を整理するものとする。

第23条（まちづくりの方向性の検討）

地域活性化などの観点から、都市機能、道路ネットワーク、土地利用のあり方など柏原駅東地区のまちづくりの方向性を検討し、将来のめざす姿の基本方針を設定するものとする。

第24条（駅前東口基本デザイン案の検討）

関係各方面への説明のために基本構想を踏まえた駅前広場の基本デザイン案を作成するものとする。なお、基本デザイン案の作成にあたっては、後続作業となる3D都市モデルの作成によりイメージが共有できるようにする。

第25条（報告書の作成）

前条までに作成した資料等を整理し、検討結果報告書を作成するものとする。また、後続作業の3D都市モデル作成成果も含めた業務報告書を作成するものとする。

第4章 3D都市モデル作成

第26条（趣旨）

本作業は、既存の測量成果及び数値地形図を用いて、柏原市における3D都市モデルを整備するものとする。なお、整備した3D都市モデルは、国際標準に準拠したものとなるため、3D都市モデル

標準製品仕様書に従うこととする。

第 27 条（既存データの収集・整理）

3D都市モデルの作成にあたり、必要なデータを収集・整理するものとする。

第 28 条（拡張製品仕様書作成）

収集資料の整理・把握ならびに本業務におけるユースケースの実現のために必要となる地物型、LOD 及び属性情報を整理し、3D都市モデル標準製品仕様書 2.0 版に準拠した柏原市 3D 都市モデル拡張製品仕様書を作成するものとする。

第 29 条（3D 都市モデル作成）

前条で作成した拡張製品仕様書に適合する 3D 都市モデルの作成を行うものとする。なお、3D 都市モデルの作成手順は、3D 都市モデル標準作業手順書第 2.0 版に従うものとする。

作成する 3D 都市モデルは、本市全域（LOD1）及び柏原駅東地区の一部（LOD2）とする。なお、3D 都市モデル（LOD1）のデータは令和 5 年 2 月 28 日までに納品するものとする。

柏原駅東地区の一部（LOD2）は、建物 100 棟程度を作成するものとする。

第 31 条（3D 都市モデルを活用したユースケースの設定）

本市の抱える課題を踏まえ、まちづくり基本構想への活用をというテーマに即してユースケースを設定する。

第 32 条（オープンデータの作成）

3D 都市モデルの利用を促進するため、オープンデータ用の 3D 都市モデルを作成する。オープンデータ用の 3D 都市モデルを加工して作成することとし、3D 都市モデルに含まれるすべての地物型を含むこととする。なお、地物に付与された属性情報については、発注者と協議し、オープンデータとする項目を決定するものとする。またオープンデータ用の 3D 都市モデルに対応した拡張製品仕様書も作成するものとする。

第 33 条（メタデータの作成）

第 29 条で作成した 3D 都市モデル及び第 32 条で作成したオープンデータ用の 3D 都市モデルについて、メタデータを作成する。

第5章 成果品とりまとめ

第34条（成果品）

本業務における納入成果品は以下のとおりとし、業務に係る各すべてのデータは外付け HDD に格納し、納品するものとする。

1. 柏原駅東地区まちづくり基本構想成果品

- | | |
|----------------------|-----|
| 1) 検討結果報告書 | 1 式 |
| 2) 本業務内で作成した基礎資料データ等 | 1 式 |

2. 3D 都市モデル成果品

- | | |
|------------------------|-----|
| 1) 3D 都市モデル関連 | 1 式 |
| ① 3D 都市モデル | 1 式 |
| ② コードリスト | 1 式 |
| ③ XMLSchema | 1 式 |
| ④ 拡張製品仕様書 | 1 式 |
| ⑤ メタデータ | 1 式 |
| ⑥ 索引図 | 1 式 |
| 2) オープンデータ用 3D 都市モデル関連 | 1 式 |
| ① オープンデータ用 3D 都市モデル | 1 式 |
| ② コードリスト | 1 式 |
| ③ XMLSchema | 1 式 |
| ④ 拡張製品仕様書 | 1 式 |
| ⑤ メタデータ | 1 式 |
| ⑥ 索引図 | 1 式 |
| 3) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| 4) 業務報告書 | 1 式 |
| 5) その他発注者が必要と認める資料 | 1 式 |